

つくばみらい市告示第27号



つくばみらい市水稲病虫害防除等に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月23日

つくばみらい市長 小田川



つくばみらい市水稲病虫害防除等に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市水稲病虫害防除等に係る補助事業実施要綱（平成30年つくばみらい市告示第138号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくばみらい市水稲病虫害防除薬剤補助事業実施要綱

第1条中「水稲病虫害防除等に係る補助金」を「水稲病虫害防除薬剤補助金」に改める。

第2条第2項中「及び防除作業等に要した費用」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第3条中「水稲病虫害防除等に係る補助金交付申請書」を「水稲病虫害防除薬剤補助金交付申請書」に改める。

第4条第1項ただし書を削る。

第5条中「水稲病虫害防除等に係る補助金交付決定及び確定通知書」を「水稲病虫害防除薬剤補助金交付決定及び確定通知書」に、「水稲病虫害防除等に係る補助金不交付決定通知書」を「水稲病虫害防除薬剤補助金不交付決定通知書」に改める。

第6条第1項中「水稲病虫害防除等に係る補助金請求書」を「水稲病虫害防除薬剤補助金請求書」に改める。

第7条中「水稲病虫害防除等に係る補助金決定取消通知書」を「水稲病虫害防除薬剤補助金決定取消通知書」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

補助の内容	補助の対象		補助額
対象薬剤購入費用の補助	対象薬剤のうちカメムシ防除に効果のある薬剤	非ネオニコチノイド系の薬剤	薬剤購入額（消費税を除く。）の50%、又は補助対象面積に10aあたり2,000円を乗じた額のいずれかの低い額。
		ネオニコチノイド系の薬剤	薬剤購入額（消費税を除く。）の35%、又は補助対象面積に10aあたり1,050円を乗じた額のいずれかの低い額。
	対象薬剤のうち上記以外の薬剤		薬剤購入額（消費税を除く。）の20%、又は補助対象面積に10aあたり600円を乗じた額のいずれかの低い額。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

水稻病虫害防除薬剤補助金交付申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号 ()

つくばみらい市水稻病虫害防除薬剤補助事業実施要綱第3条に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 カメムシ防除の実施 実施した 実施していない
- 2 非ネオニコチノイド系薬剤の使用 使用した 使用していない
- 3 申請金額 金 円

(添付書類)

薬剤の納品書（購入農薬名及び数量の記載があるもの。）及び領収書の写し、又は水稻病虫害防除薬剤販売証明書を添付すること。

【※非ネオニコチノイド系の薬剤】補助率50%

例：キラップジョーカー、エクシード、スミチオンなど

【※ネオニコチノイド系薬剤】補助率35%

例：スタークル、ダントツなど

様式第2号（第5条関係）

水稻病虫害防除薬剤補助金交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付で申請のあった補助金については、次のとおり決定したので、つくばみらい市水稻病虫害防除薬剤補助事業実施要綱第5条の規定により通知します。

交付決定額

円

水稻病虫害防除薬剤補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで申請のあった補助金については、次の理由により不交付と決定したので、つくばみらい市水稻病虫害防除薬剤補助事業実施要綱第5条の規定により通知します。

不交付の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、つくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者は、つくばみらい市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

水稻病虫害防除薬剤補助金請求書

年 月 日

つくばみらい市長 様

請求者 住所
氏名

年 月 日付け第 号で交付決定及び額の確定を受けた補助金について、つくばみらい市水稻病虫害防除薬剤補助事業実施要綱第6条の規定により次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支所	
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()	(フリガナ)	()
口座番号		口座名義人	

水稻病虫害防除薬剤補助金決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付け第 号で決定した水稻病虫害防除薬剤補助金交付の全部・一部を取り消したので、つくばみらい市水稻病虫害防除薬剤補助事業実施要綱第7条の規定により通知します。

1 取り消し額 円

2 取り消しの理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、つくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者は、つくばみらい市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

